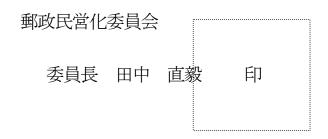
閣郵委第38号 平成20年8月6日

「写」

金融庁長官 佐藤 隆文 殿

総務大臣 増田 寛也 殿



株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う郵政民営化法第 124 条 第2項及び第152条第2項の規定に基づく政令案について(意見)

平成20年7月18日付け金総第2363号・総情貯第10号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う郵政民営化法第 124 条第 2 項及び 第 152 条第 2 項の規定に基づく政令については、当委員会に示された内容のとお り立案することが適当である。